

藤沢市告示 360 号

藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）第8条第3項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）及び藤沢市市税条例に基づく申告、申請、請求、その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、個人市県民税の申告期限について、その期限を令和2年4月16日とする。

2020年（令和2年）3月3日

藤沢市長 鈴木 恒夫

